令和３年度三重とこわか大会移動支援ボランティア養成・運営事業
委託仕様書

１　委託業務名

令和３年度三重とこわか大会移動支援ボランティア養成・運営事業委託

２　事業の目的

移動支援ボランティアとは、令和３年に三重県で開催される三重とこわか大会から大会初の取組として導入されるボランティアである。三重とこわか大会の競技会場において、視覚障がい者や車いす利用者等に対する介助や誘導をはじめ、観覧者一人ひとりに応じた配慮やサポートを行うために、移動支援ボランティアとして必要となる知識技能の向上や気運の醸成、三重とこわか大会（以下、本大会）での円滑な運営を図ることを目的とする。

３　委託業務概要

（１）委託期間　契約の日から令和３年１２月２８日（火）まで
（２）委託内容　「４　事業内容」のとおり

４　事業内容

（１）移動支援ボランティアの養成（７月～９月）

移動支援ボランティア登録者約１２０名（以下、「登録者」という）を対象に集合研修を３会場（北勢・中勢・南勢）で各１回ずつ計３回行う。会場については、三重とこわか大会の競技会場を使用すること。研修内容は、ボランティアの業務において必要な知識や技能の向上と、本大会当日の円滑な運営のために必要な情報を共有することを目的とする。

なお、集合研修を行う際には、必ず新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』等に基づく感染防止策を徹底すること。

（２）移動支援ボランティアの配置計画の作成と配置決定書の送付（８月～９月）

令和２年度に三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局全国障害者スポーツ大会課（以下、事務局）が作成した別添の配置計画案をもとに、登録者を各競技会場や会場の最寄り駅等に適切に配置をした配置計画を作成後、登録者に配置決定書を作成し、送付する。配置決定書の内容については、事前に事務局と協議すること。

（３）移動支援ボランティア本部の運営業務（７月～１０月）

ア　登録者の個人情報の管理、観覧者への問い合わせ対応（７月～１０月）

登録者の個人情報を管理する。サポートを希望する観覧者への問い合わせ対応により、観覧者のニーズを把握する。

イ　案内文書の作成・配布（９月）

登録者に対して、本大会について案内文書の作成配布を行う。

ウ　移動支援ボランティアリーダー連絡会議の実施（９月）

各競技会場のリーダー１２名を対象に１回、各会場の業務やより良い移動支援のあり方、移動支援ボランティア間の連携の方法等について協議し、意識共有を図る。

エ　本大会の大会期間中の移動支援ボランティアの統括（１０月）

各競技会場等で活動する移動支援ボランティアの業務の進捗状況の把握やボランティアからの問い合わせ対応を行う。

（４）観覧者向けの情報紙の作成（７月～９月）

車いす利用者や高齢者等サポートが必要な方々が安全安心に会場に来場していただき競技を観戦いただくため、観覧者向けの情報紙を作成する。作成箇所は駅の総合案内所を設置する予定の四日市（近鉄四日市駅）・鈴鹿（白子駅）・津（津駅）・伊勢（五十鈴川駅）の４会場とする。情報紙の規格は１会場につき、Ａ３版片面１枚かつ色はカラーとし、令和２年度に作成した別添のモデル案を参考とすること。作成内容は各駅周辺のバリアフリー情報や開催される競技の紹介、観光情報等を盛りこむこととする。必要に応じて各会場に配置予定の移動支援ボランティアと協力して作成すること。

（５）移動支援ボランティア活動マニュアルの作成（８月～９月）

大会当日の服装や持ち物、活動当日の主な流れ、遅刻・早退・欠席の連絡、荒天時の実施態度の確認方法等、活動に必要なマニュアルを作成し、登録者に配布すること。

（６）移動支援ボランティア報告会の実施（１１月）

本大会終了後に各競技会場のリーダー１２名を対象に１回、移動支援ボランティア報告会を行い、活動報告書を作成すること。

（７）対象経費については、パソコンやタブレット等の備品の購入は認めない。

（８）成果物は以下のとおりとし、事務局が提供するＵＳＢにより提出するものとする、

ア　移動支援ボランティア研修報告書（データ方式：ＰＤＦ・word）

イ　移動支援ボランティア配置計画書（データ方式：ＰＤＦ・word）

ウ　リーダー連絡会活動報告書（データ方式：ＰＤＦ・word）

エ　観覧者への情報紙（四日市、鈴鹿、津、伊勢）（データ方式：ＰＤＦ・word）

オ　移動支援ボランティア活動マニュアル（データ方式：ＰＤＦ・word）

カ　移動支援ボランティア活動報告書(配置報告書を含む)(データ方式:ＰＤＦ･word)

キ　移動支援ボランティア養成事業に要した経費に関する支払証拠書類資料（データ法式：ＰＤＦ）

５　中止、延期、規模縮小等への対応

ア　業務の実施にあたっては、委託者と緊密な連携をとり、その指示に従うこと。

イ　本大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託額等の取扱いは、委託者と受託者が協議のうえ、決定すること。

ウ　本大会の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、製作した業務にかかる費用を積算した

ものを、委託者の指定する日時までに提出すること。

エ　本業務に関し疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ決定すること。

６　検査

契約条項の定めるところによる。

７　契約代金の支払方法、及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

８　個人情報の取り扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反したときは、罰則の適用があるので留意すること。

９　知的財産権等

（１）受託者は受託業務にかかる成果品の全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権者の人格権に基づく権利行使を行わないこととする。この規定は、受託者の従業員及び本契約遂行にあたり再委託を行った場合の再委託先またはそれらの従業員に著作権者の人格権が帰属する場合に適用する。

（２）第三者からの著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。

（３）その他知的財産権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

１０　暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。

１１　不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１）通報等の義務

受託者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負う。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　委託者に報告すること。

エ　契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

（２）通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者が上記（１）イ又はウの義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

１２　疑義等

当該委託業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、受託者と委託者のそれぞれの責任者が協議の上、対処するものとする。

１３　業務実施上の条件

受託者は、委託業務の実施にあたって、実施内容を委託者と協議しながら進めること。

受託者は、委託者と常に調整が行えるよう連絡体制を整えること。